

土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

制 定 平成29年3月21日28企技第1691号
一部改正 令和元年9月27日元企技第758号

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるほか、各種法令を遵守していれば月単位で4週8休を確保しなくてもよい。

(5) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(6) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

(7) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(8) 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式

3 対象工事

災害復旧工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

ただし、土木工事標準積算基準 第1編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事については、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）』の規定によるものとする。

また、建築関係工事については、『建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領』の規定によるものとする。

4 工事費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。
ただし、市場単価や土木工事標準単価については、労務費及び機械経費の内訳が不明であるため、当該補正を行わない。

また、工場製作に要する費用については補正の対象としない。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

5 受注者希望型と発注者指定型

3に当てはまる工事については、受注者希望型として発注することを標準とする。
発注者指定型の発注については、別途定めるものとする。

6 受注者の取組内容

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。
- (2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
 - (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確認し、工程表に休日を明記する。
 - (イ) 工程表で定めた休日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (5) 受注者は毎月の履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。
- (6) 受注者は出来形数量の提出時等に、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
 - (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）
- (7) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (8) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」（様式1）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (3) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」（様式1及び様式2）を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

(ア) 当初設定工期は標準工期とする。

(イ) 掲示板の設置費用については、物価本の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

(ウ) 発注者指定型においては、当初積算時に「4週6休以上4週7休未満」を確保した場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。

(ア) 受注者希望型の場合は、週休2日の達成状況に応じて、4週6休以上4週7休未満、4週7休以上4週8休未満または4週8休以上の補正を行う。

(イ) 発注者指定型の場合は、週休2日の達成状況に応じて、4週7休以上4週8休未満または4週8休以上の補正を行う。4週6休以上4週7休未満の場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週6休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

(ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休2日確保工事

1 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

3 本工事は発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

※発注者指定型においては、当初積算時に「4週6休以上4週7休未満」を確保した場合の補正を行っている。 ←発注者指定型の場合は記載する

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知) に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』

(技術管理課 HP : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyufutuka.html> 参照) の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事は発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

9 工事成績評定について

受注者希望型、発注者指定型ともに、4週6休以上の休日の確保が確認できた場合は、加點評価を行う。(第1評定 5創意工夫において、2点の加點)

発注者指定型においては、受注者の責により4週6休以上の休日が確保できなかった場合、減點評価を行う。(第1評定 2施工状況「II工程管理」において「d判定」、第2評定 2施工状況「II工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」)

1 0 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

1 2 附則

この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。